

担当部長、担当課長及び担当係長の分掌事務を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年1月8日

赤穂市長　牟　禮　正　稔

赤穂市訓令甲第1号

担当部長、担当課長及び担当係長の分掌事務を定める規程
の一部を改正する規程

担当部長、担当課長及び担当係長の分掌事務を定める規程(平成19年赤穂市訓令甲第58号)
の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表担当部長の部市長公室の項中「経営形態検討」を「経営移行」に改め、同表
担当課長の部市長公室の項及び担当係長の部市長公室の項中「経営形態検討その他政策」を「経
営移行」に改める。

付 則

この規程は、令和8年1月9日から施行する。